

議案第 4 4 号

損害賠償額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 損害賠償の額

金、1, 0 9 2, 1 7 7 円（人身損害）

2 損害賠償の相手方

城陽市在住者

提案理由

令和 6 年（2024 年）10 月 28 日午前 9 時 30 分頃、城陽市富野北垣内地内の市道 12 号線において発生した市民環境部環境課職員運転の公用車による交通事故の損害賠償について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定に基づいて、損害賠償額金 1,092,177 円を支払い、示談としたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

② 略

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第 1 条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 略

参考資料

1 事故の概要

令和6年（2024年）10月28日午前9時30分頃、城陽市富野北垣内地内の市道12号線において、市民環境部環境課職員が公用車を運転中、幅員の狭い道に進入しようとしたところ、前方から対向車が来ていたことからバックした際に、後方に追従し停止していた相手方車両に接触し、相手方の運転者が負傷するとともに、車両が損傷した。

2 事故後の対応

相手方の怪我の有無及び双方の車両の損傷状況を確認するとともに、城陽警察署に事故報告を行い、現場検証に立ち会った。

3 損害の程度

相手方 （人身損害） 頸椎捻挫

（物件損害） 車両の前部バンパー等の損傷

当 方 なし

4 相手方との示談経過

物件損害について、公益社団法人全国市有物件災害共済会を通して示談に向けた協議を行い、令和6年（2024年）12月26日に示談を行った。（損害賠償の額：374,845円、令和7年第1回定例会において報告）

人身損害について、治療完了後、示談に向けた協議を行い、令和7年（2025年）4月21日に市の損害賠償案について了解を得た。

参考資料

付近見取図



拡大図

